

都市計画税

向島・因島・瀬戸田地区については、平成22年度から都市計画税が課税となります。
そこで今回は、都市計画税についてのQ&Aです。

Q なぜ、向島・因島・瀬戸田地区については、平成22年度から都市計画税が課税されるのですか？

A それぞれの合併協議の中で地方税の取扱いについては、尾道市の制度に統一することが決められました。
ただし、都市計画税の課税については、激変緩和の特例措置として平成21年度までは、課税を免除することも同時に決められていました。このため、特例措置の期間が終了した平成22年度から都市計画税が課税となります。

Q 都市計画税とは何ですか？

A 都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税として課税されるものです。
例えば、都市計画事業には街路、公園、下水道などの都市計画施設の整備事業や市街地開発事業などがあります。

Q 都市計画税の納税義務者は誰ですか？

A 1月1日(賦課期日)現在に都市計画区域のうち市街化区域および用途地域内に土地、家屋を所有している人です。

Q 都市計画税の納付方法は？

A 固定資産税とあわせて納めていただきます。

Q 市街化区域、用途地域とは何ですか？

A 「市街化区域」は、道路や下水道など公共施設を整備し、優先的かつ計画的に市街化を図るために定められた区域です。
「用途地域」は、建築物の用途、建ぺい率や容積率、高さなど規制誘導することにより、住・商業・工業を適正に配置し、良好な都市環境の形成と機能的な都市活動の確保を図るために定められた区域です。

Q 都市計画税の税額はいくらですか？

A 計算方法は、課税標準額×税率(0.3%)=税額です。住宅が建っている宅地と家屋を例に税額を計算してみます。

宅地	地積 330㎡	評価額 8,910,000円
家屋	専用住宅 木造 2階建 平成10年建築 延べ床面積 132㎡	評価額 4,653,000円

【固定資産税】

固定資産税課税標準額

土地 課税標準額の特例措置

200㎡までの分

評価額5,400,000円×1/6= 900,000円

200㎡を超える分

評価額3,510,000円×1/3= 1,170,000円

合計 2,070,000円…①

家屋 評価額=課税標準額 4,653,000円…②

固定資産税課税標準額(合計)…①+②

2,070,000円+4,653,000円=6,723,000円…③

固定資産税課税標準額③×税率=固定資産税

6,723,000円×1.4/100=94,100円

【都市計画税】

都市計画税課税標準額

土地 課税標準額の特例措置

200㎡までの分

評価額5,400,000円×1/3= 1,800,000円

200㎡を超える分

評価額3,510,000円×2/3= 2,340,000円

合計 4,140,000円…(イ)

家屋 評価額=課税標準額 4,653,000円…(ロ)

都市計画税課税標準額(合計)…(イ)+(ロ)

4,140,000円+4,653,000円=8,793,000円…(ハ)

都市計画税課税標準額(ハ)×税率=都市計画税

8,793,000円×0.3/100=26,300円

課税標準額は、原則として、固定資産税の課税台帳に登録された価格(評価額)と同様です。

ただし、土地については住宅用地の課税標準の特例措置(注1)など固定資産税とは若干異なる場合があります。

また、家屋については、新築住宅に対する軽減措置(注2)は都市計画税にはありません。

(注1)住宅用地の課税標準の特例措置は次のとおりです。

○小規模住宅用地(住宅1戸につき200㎡以下の部分)

【都市計画税】価格の3分の1 【固定資産税】価格の6分の1

○一般住宅用地(小規模住宅用地以外の部分)

【都市計画税】価格の3分の2 【固定資産税】価格の3分の1

(注2)固定資産税では、要件に該当すれば住宅新築後3年度分または5年度分(認定長期優良住宅については5年分または7年分)に限り、住宅部分120㎡分について、税額が2分の1に減額されますが、都市計画税では軽減措置の適用はありません。



Q 都市計画税の免税点は？

A 固定資産税の課税標準額が免税点未満(注3)となる土地と家屋については、都市計画税も課税されません。

(注3)市内に同一の人が所有している資産について、課税標準額の合計が、土地30万円、家屋20万円に満たない場合には課税されません。

問い合わせ先 税額など 資産税課土地係(☎0848-25-7162) 家屋係(☎0848-25-7164)

因島瀬戸田税務課資産税係(☎0845-26-6228)

市街化区域、用途地域など まちづくり推進課まちづくり推進係(☎0848-25-7222)

固定資産税縦覧帳簿の縦覧

固定資産税の縦覧は、納税者が所有する土地・家屋の価格と他の土地・家屋の価格を比較し、本人の土地や家屋に関する評価が適正かどうかについて、「土地価格等縦覧帳簿」および「家屋価格等縦覧帳簿」により確認することができる制度です。

縦覧期間 4月1日(木)～5月31日(月)
8:30～17:15(土・日・祝日を除く)
縦覧場所 資産税課(市役所2階北側:1月から旧保険年金課の位置に移動しました。)
因島瀬戸田税務課(因島総合支所2階)
縦覧できる人 固定資産税の納税者またはその代理人
必要なもの 公的な身分証明書、法人の場合は代表者印、代理の場合は、委任状

※本人の所有する資産の確認は、課税台帳(名寄帳)の閲覧により行うことができます。縦覧期間中は無料です。資産税課、因島瀬戸田税務課資産税係および各支所(御調・向島・瀬戸田・百島・浦崎・向東)で閲覧できます。

※平成22年度固定資産税・都市計画税の納税通知書および課税明細書は、5月中旬に発送予定です。第1期の納期限は、5月31日(月)です。

問い合わせ先

資産税課土地係(☎0848-25-7162)
家屋係(☎0848-25-7164)
因島瀬戸田税務課資産税係(☎0845-26-6228)

軽自動車等の廃車手続きはお早めに

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課せられます。軽自動車税は月割課税制度ではありませんので、4月2日以降に譲渡や廃車などをしても、平成22年度の税額を全額納めていただくことになります。

廃棄、譲渡等によりすでに車をお持ちでない場合は、4月1日(木)までに廃車等の手続きを完了してください。

平成22年度 軽自動車税の減免(身体障害者等)

軽自動車税の納税者のうち一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税が減免されます。(条例改正により平成22年度から対象範囲が広がっています。下記により該当になると思う人はお問い合わせください。)

1. 申請期間 4月1日(木)～5月24日(月)※期限後の受付はできません。
2. 減免の範囲 (1)次の①～⑤のいずれかに該当する軽自動車

	軽自動車の所有者	運転者	使用の目的	障害の程度
①	本人	本人	特に問わない	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳・戦傷病者手帳等の交付を受けており、下記「減免該当等級表」の障害の程度にあてはまる人
②	家族	本人	本人の通学、通院、通所、生業のために専ら使用すること	
③	本人	家族		
④	家族	家族		
⑤	身体障害者等のみで構成される世帯の構成員	常時介護する人		

※「家族」とは、本人(身体障害者等)と生計を一にしている人のことです。

(2)構造が専ら身体障害者等の利用に供するための軽自動車(検査証でその確認ができるもの)

3. 減免は身体障害者等の一人につき、普通車を含め1台限りです。

4. 申請に必要なもの

- ◎身体障害者手帳等(原本)
- ◎印鑑(認印で可)
- ◎運転免許証(原本または両面の写し)
- ◎自動車検査証(写し)
- ◎上記2.(1)②～⑤のうち、本人と住民票の世帯が同一でない場合は生計を一にすることを証する書類(健康保険証の写し等)
- ◎上記2.(1)⑤の場合、運行計画書・運行証明書、誓約書

5. 減免該当等級表

区 分	障害の程度	
	本人が運転する場合	家族・常時介護する人が運転する場合
視 覚 障 害	1級～4級	
聴 覚 障 害	2級または3級	
平 衡 機 能 障 害	3級または5級	
上 肢 不 自 由	1級または2級	
下 肢 不 自 由	1級～6級	1級～3級
体 幹 不 自 由	1級～3級または5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	1級または2級	
上肢機能移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能障害	1級、3級または4級	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～4級	
音 声 機 能 障 害	3級(喉頭摘出による場合に限る)	
療 育 手 帳	(A)およびA	
精神障害者保健福祉手帳	1級	

※肝臓機能障害1級～3級・戦傷病者手帳については、お問い合わせください。

問い合わせ先 市民税課諸税係(☎0848-25-7213)
因島総合支所因島瀬戸田税務課因島市民税係(☎0845-26-6227) 瀬戸田支所瀬戸田税務係(☎0845-27-2214)

議会だより

1月臨時市議会

平成21年第1回臨時会は、1月21日に招集され、会期を1日間と決めて審議に入りました。

市長からは、2件の報告、工事請負契約の締結について1議案が提案され、議案については原案どおり可決しました。

■議会の動き

- 1月21日 議会運営委員会
本会議
会期決定、議案審議(説明・質疑・討論・採決)

■上程議案

◇工事請負契約の締結について

西新涯ポンプ場建設(機械)工事に係る工事請負契約を締結するものです。

工事概要 雨水排水ポンプ設備工事一式
請負金額 9,628万5,000円
契約の相手方 広島市中区袋町4番25号
株式会社クボタ中国支社

契約の方法 条件付一般競争入札

●報告

◇専決処分の報告について(2件)

■本会議での質議

○ 工事請負契約の締結の議案は12月定例会に提案されるものと思っていたが、なぜ、この臨時会に提案したのか。

○ このたびの事業は、平成21年度の国の緊急経済対策として一次補正予算が5月29日に成立し、6月1日付けで国から予算内示があったものである。9月定例会の補正予算に計上し、議決をいただいた。その後工事発注のため設計図書の作成に鋭意取り組み、10月26日に審査会をすることができたが、審査会から入札までに閲覧など所定の日数が必要であり、その結果12月10日に開札、12月16日に仮契約となったものである。このため、12月定例会に間に合わなかったという状況である。

○ 完成後のポンプ場の排水能力はどのくらいか。またそれは、平成17年の豪雨と同程度の雨量では対応可能か。

○ 今回の工事で、エンジンポンプが3基、電動ポンプが1基となり、全体で1分間に約618トンの排水能力となる。排水面積は167ヘクタールで、時間当たり42ミリの雨なら処理できる計画である。また、平成17年の豪雨は時間当たり約40ミリだったので、今回の工事によって浸水の心配はなくなる見込みである。

○ ポンプ場完成時には、地域住民に対して平成17年の豪雨の雨量程度は浸水を防ぐことが可能であることを、広報等を通じて周知するべきではないか。

○ 完成時には広報やホームページ等で周知したい。

委員会視察報告

○総務委員会



視察風景

期 間:平成21年10月13日~14日
訪問都市:福岡県直方市、佐賀県武雄市
総務委員会(村上泰通委員長)では、直方市の「地域コミュニティ用無線局」、武雄市の「行政改革」の視察を行いました。
直方市の「地域コミュニティ用無線局」は、タクシーなどにも利用されているMCA無線を防災や防犯活動など幅広い地域支援に活用する取組です。MCA無線機器は従来の防災行政無線で使用する機器に比較して安価で、持ち出して現場で使用することも可能なため、大規模な災害発生時に高い能力を発揮することが期待され、また平常時にはコミュニティ無線として町内会のお知らせ等にも利用することができます。
武雄市の「行政改革」は、5年間で50億円の歳出の抑制を図る改革プランです。

平成18年から平成22年の5年間で総額50億円の財源不足が見込まれる武雄市では、職員数の削減、事務事業の見直しを進めるとともに、営業部、くらし部、こども部など、業務の目的、対象を組織の名称にして職員の意識改革を図り、限られた職員数での効果的・効率的な行政サービスの提供を目指しています。

○民生委員会



視察風景

期 間:平成21年11月12日~13日
訪問都市:長野県塩尻市、松本市
民生委員会(福原謙二委員長)では、塩尻市の「幼老複合施設における異世代交流の取組」、松本市の「福祉ひろば事業」を視察しました。
塩尻市の「幼老複合施設における異世代交流の取組」は、①「市立保育園施設整備計画」に基づき、近隣の3園を統

合し保育環境の向上を図る、②「高齢者いきいき保健計画」に基づき、健康と生きがいづくり、生活支援の推進を図る、③児童と高齢者との世代間交流の推進を図るという基本方針のもと、幼老複合施設の整備計画の検討が進められ、平成14年4月に3園を統合した「塩尻東保育園」と新設の老人福祉施設「ふれあいセンターみどりの郷」が開設されました。現在は、異世代交流の取組の定着が図られつつあります。

松本市の「福祉ひろば事業」は、「福祉の公民館」であり、サービスの提供型・収容型ではなく、住民が主体となって運営していく自治型・創造型の地域の拠点です。現在、小学校区単位で市内に34カ所(35館)設置されています。公民館活動、デイサービス、福祉施設それぞれを行える施設を兼ね備え、また、防災拠点にもなっています。その施設は、地域の町内会や各種団体、「福祉ひろば職員」という地区推薦の臨時職員や福祉計画課職員などで協議運営され、また市からは各地区に年間50~60万円の支援もあり、これらで各地区の事業展開をしています。

○文教委員会



視察風景

期 間:平成21年10月13日~14日
訪問都市:佐賀県佐賀市、鳥栖市

文教委員会(高本訓司委員長)では、佐賀市の「保育園・幼稚園・小中学校連携教育」、鳥栖市の「選択制弁当方式による中学校給食」を視察しました。

佐賀市の「保育園・幼稚園・小中学校連携教育」は、就学前教育と小学校教育の充実となめらかな接続をめざし、平成15年に保育所を所管していた児童課、幼稚園を所管していた教育総務課が統合して、教育委員会に「子ども課」を設置し、就学前の子どものことを一つの課で行っています。また、小学校、中学校においても連携・一貫教育が実施されており、佐賀市教育基本計画では0歳から15歳までの子どもに「新しい佐賀を担う責任と自覚を持つ人」を育てることを目標としています。

鳥栖市の「選択制弁当方式による中学校給食」は、著しい成長期である中学生の「望ましい食習慣の形成と心身の発達、健康の増進」を目標として、選択制弁当方式の給食を実施しています。食材については、地産地消の取組で地元の農産物をできるだけ使用し、米については100%鳥栖市産のものが使用されています。

○産業建設委員会



視察風景

期 間:平成21年11月12日~13日
訪問都市:愛知県名古屋市・半田市

産業建設委員会(吉田尚徳委員長)では、名古屋市の「デザイン都市について」と同県半田市の「赤レンガ建物と赤レンガ広場の活用について」視察しました。

名古屋市では、一昨年10月にアジアで初となるユネスコによるデザイン都市に認定されたことを受け、認定に至る経過及び認定されたことによる今後の取組等について視察しました。

名古屋市のデザイン都市宣言にある

蓄積された知恵と技術を結びつけ、新たな生活文化を創造しようとする試みは、豊かな歴史と文化を持ち、伝統的な造船等の技術を有する本市にも通じるものがあり、デザイン創造支援拠点であるデザインセンターではデザイン関連企業育成施設・デザインラボ等で歴史的な土壌を次代につなげる具体的な産業育成がなされています。

半田市の視察では、明治31年に旧カプトピールの製造工場として建設された赤レンガ建物の保存とそれに付随する広場を含めた活用について視察しました。

同建物は、老朽化が著しいものの、わが国のビール創成期の数少ない遺跡であり、醸造のまち半田の象徴としてその保存と活用が模索されています。

工場内部は、狭隘な部屋が多く活用に適さないものの、市民との協働による建物の期間限定公開や当時のカプトピールの復刻など、まちおこしを含めた取組や、周囲の公有地の将来的な活用を想定するとともに収益性も確保するため隣接地を住宅展示場に供するなどの創意工夫もなされています。

○中国横断自動車道尾道松江線建設促進特別委員会



要望活動

中国横断自動車道尾道松江線建設促進特別委員会(内海龍吉委員長)では、平成22年度中の供用開始が予定されている同路線の尾道ジャンクション・御調インターチェンジ・甲山インターチェンジ(いずれも仮称)を順次視察し、現地で担当者から工事の概要等説明を受けました。また甲山以北(赤屋~別迫)についても車窓から視察しました。

視察終了後、東京へ移動し、翌日には同路線の整備効果を最大のものにするため、地元国会議員への要望活動を行い、亀井静香金融担当大臣と佐藤公治参議院議員については、金融庁の大臣室において直接面会のうえ要望し、意見交換をしました。

現地視察 平成21年12月17日

視察箇所 ◇(仮称)尾道JCT橋工事
◇(仮称)御調IC第2舗装工事
◇(仮称)甲山IC
◇甲山以北(赤屋~別迫改良工事)

要望活動 平成21年12月18日

要望先 ◇地元選出国會議員(衆議院議員会館・参議院議員会館・金融庁大臣室)
要望項目 早期全線開通、瀬戸内しまなみ海道との結節ルート整備など

○瀬戸内しまなみ海道通行料金等調査特別委員会



視察風景

期 間:平成21年11月26日~27日
訪問都市:兵庫県洲本市、愛媛県今治市
瀬戸内しまなみ海道通行料金等調査特別委員会(飯田照男委員長)では、「高速道路料金引き下げに伴う影響及び課題、課題等に対する市としての対応」、「高速道路無料化の動きに対する市としての取組」を視察しました。

洲本市は、高速道路料金引き下げに伴い、淡路島を通過して四国や京阪神方面に行く観光客が増加し、入込数が減少しています。この状況を重視し、一市の取組では限界があるとの危機感のもと、平成19年5月に「神戸淡路鳴門自動車道利用促進淡路島会議」が発足され、署名活動や国土交通省・本州四国連絡高速道路株式会社への要望活動、島民フォーラム開催などを実施しています。

今後は、いかにして洲本市(淡路島全域)に立ち寄せ、滞在型観光客増加を図るかが課題であり、当地の魅力アピールし、各種イベントの立案等を通して官民一体となって取り組み、通過する観光客を呼び込んでいきたいとのことです。

今治市は、瀬戸内しまなみ海道全線開通に伴い、高速道路課が設置されています。高速道路料金引き下げにより、入込観光客数は増加している状況にあります。本州側からの入込客がその大きな要因になっていると思われませんが、逆に四国各県からの入込観光客数は減少し、本州側に流出傾向となっています。

また、航路については、架橋によって大きく影響を受けています。離島航路は影響ありませんが、市が補助をしている航路は多くが赤字であり、地域の自治体が補てんしながら運行を存続しています。現行の離島航路補助制度の問題点もあり苦慮しているとのことです。

問い合わせ先

議会事務局(☎0848-25-7371)

国勢調査の 調査員として 働いてみませんか



今年10月に実施する国勢調査の調査員を募集しています。国勢調査は、我が国の人口の状況を明らかにするために、5年に一度日本国内に住むすべての人・世帯を調査する大規模な調査です。

調査員には、各世帯を訪問し、調査票の記入依頼や回収といった国勢調査の中で基本的な部分を受け持っています。応募者が地域ごとにかたよった場合などは、調査員として採用できないこともありますので、あらかじめご了承ください。

対象 原則20歳以上で、税務・警察・選挙関係に従事していない人で秘密保持ができる人

仕事の内容(予定)

- ・事務打合せ会への出席(8月下旬～9月上旬の間で2時間程度)
- ・調査地域の確認(9月20日～22日)
- ・調査票の配布と回収(9月23日～10月24日)
- ・調査書類の検査と提出

報酬 調査終了後、国の基準に基づき受け持ち件数等に応じて支給

申込方法 事前に電話で申込。簡単な面接をさせていただきます。

申込・問い合わせ先 政策企画課統計係(☎0848-25-7314)

中国横断自動車道尾道松江線の サービス施設等のアンケート調査

中国横断自動車道尾道松江線は、尾道市から島根県松江市を結ぶ無料の高速道路として建設が進められています。平成22年度には尾道市から世羅町までの区間が完成し、通行が可能となる予定です。

広島県では、尾道松江線を利用者の皆さんにとって使いやすい高速道路にしていくために市民の皆さんからのご意見を募集していますので、アンケートにご協力をお願いします。

応募方法

■ホームページから回答する場合

広島県ホームページより、メール・FAX等でご回答ください。

☑ <http://www.pref.hiroshima.lg.jp/page/1171508314996/index.html>

■アンケート用紙で回答する場合

市役所および各支所へアンケート用紙を配置していますので、窓口担当者へご提出ください。

応募期限 4月30日(金)

※ご回答いただいた皆さんの中から、抽選で30人に図書カード1,000円分を差し上げます。

問い合わせ先

広島県道路企画課(☎082-513-3891)

政策企画課(☎0848-25-7316)

自立支援医療受給者証 (精神通院)をお持ちの皆さんへ

●自立支援医療受給者証(精神通院)の 申請手続きが変わります

支給認定開始日(受給者証の有効期間開始日)が平成22年4月1日以降となる更新申請をする際には、診断書の提出(添付)が2年に1度になります。

受給者証の有効期間は、これまでどおり1年間です。更新申請は毎年行ってください。

※診断書の提出が不要となるのは、更新申請の場合のみです。

※申請は有効期間終了日の3カ月前からできます。

●自立支援医療受給者証と精神障害者保健 福祉手帳の有効期間終了日を 合わせることができます

自立支援医療受給者証と精神障害者保健福祉手帳をお持ちの人で、有効期間終了日が異なるため、同時申請ができない場合、自立支援医療受給者証の有効期間を短縮して手帳の有効期間終了日に合わせることができます。

※申請時に手帳の有効期間が1年未満の場合に限ります。

問い合わせ先

広島県立総合精神保健福祉センター(☎082-884-1051)

社会福祉課障害福祉係(☎0848-25-7125)

障害者自立支援法講演会

障害福祉の動向の最新情報をお届けするとともに、尾道市における平成21年度の障害福祉の取り組みを報告します。(※手話通訳・要約筆記あり)

日時 3月16日(火)13:30～16:15

場所 総合福祉センター4階大会議室

報告 「尾道市における自立支援協議会」

講演 「これからの障害福祉」

講師:副島宏克さん(全日本手をつなぐ育成会理事長、社会福祉法人若葉常務理事)

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉係(☎0848-25-7124)

尾道市障害者サポートセンターはな・はな

(☎0848-29-5002)

平成22年4月から肝臓機能障害による 身体障害者手帳が交付されます

対象 認定基準に該当する肝臓機能障害のある人が肝臓移植を受け免疫療法を実施している人

手続きに必要なもの 身体障害者手帳指定医が作成した診断書、写真(縦4cm×横3cm)2枚、印鑑

※手続き方法や指定医のいる医療機関などについて、詳しくはお問い合わせください。

問い合わせ先

社会福祉課障害福祉係(☎0848-25-7125)

因島福祉課福祉係(☎0845-26-6209)

転入・転出届をされる皆さん 土曜日・日曜日に窓口が開いています

仕事等で平日に住所変更手続き等が困難な人は、ぜひご利用ください。

日時 3月27日(土)・28日(日)、4月3日(土)・4日(日)
8:30~17:15

場所 本庁市民課、因島総合支所市民生活課
業務

- ◆住民異動届(転入・転出・転居・世帯主変更等)
 - ◆証明書等(住民票、印鑑登録・印鑑証明書、戸籍証明書、身分証明書等 ※1 外国人登録原票記載事項証明書)
 - ◆戸籍届(戸籍の届書は受付しますが、後日審査となる場合があります。)
 - ◆旅券受けとり(旅券の申請はできません。)
 - ◆住民基本台帳カード申請・受けとり
 - ◆住居表示申請(本庁市民課のみの取り扱いとなります。)
 - ◆臨時運行許可申請
 - ◆県証紙販売
 - ◆埋火葬許可申請(死亡届時に許可証をお渡しします。)
- ※1「外国人登録原票記載事項証明書」は、証明の内容によっては対応できない場合があります。
- ◇他機関との連絡が必要な手続きや、戸籍届出後の戸籍証明、外国人登録事務、電子証明書等、取扱いができないものがあります。
 - ◇住民異動届に伴う年金・国民健康保険等関係課の手続きは後日お願いします。
- 不明な点は、事前にお問い合わせください。

問い合わせ先 市民課(☎0848-25-7102)
因島総合支所市民生活課住民係(☎0845-26-6208)

小路をレトロ街灯に してみませんか



現在、市では、灯りにより新たな尾道の魅力を創出する取り組み「まち灯り整備事業」を進めています。

この度、事業の一環として、中世の名残りが残る小路をレトロ街灯で整備することにより、尾道の個性と魅力をさらに高めるよう計画しています。

本通り商店街の南北にある小路を対象に、各町内会が維持管理(電気代含む)することを条件に、市が設置していきます。

明るさは20W防犯灯とほぼ同じ照度ですが、LED電球のため、電力量は約3分の1で済みます。市では、地球・地域環境の保全に向けて、灯りの省電力化も推進しています。

申込・問い合わせ先
交通対策課(☎0848-25-7133)

平成22年度住宅用太陽光発電システム等普及促進事業補助金の受付を開始します

～住宅用太陽光発電システムとLED照明器具等を複合的に設置すると補助金が出ます～

- ①受付期間 4月1日(木)～規定件数になり次第終了
- ②交付額 1件7万円
- ③補助の対象になる人

- (1)市内の自ら居住または居住する予定の住宅(店舗、事務所等との兼用は可)に※住宅用太陽光発電システム(以下システム)と※省エネ設備の設置工事を行う人
- (2)システムと省エネ設備が設置された市内の建売住宅を購入する人

※対象となる仕様基準について、システムのことは⑤、省エネ設備については⑥をご覧ください。システムと省エネ設備の片方だけでは対象になりません。両方で対象になります。システムと省エネ設備は未使用品であることが条件です。中古品は対象外となります。

④補助をうけるために必要なこと

- ◇申請時に各設置工事を行っていないこと【建売住宅の購入の場合は引渡しを完了していないこと】
- ◇平成23年3月10日までに各設置工事を完了すること【建売住宅の購入の場合は引渡しを完了すること】
- ◇平成23年3月10日までに自ら電力会社と電灯契約を結び、かつ余剰電力の受給契約を結ぶこと

◇尾道市内に在住している、または平成23年3月10日までに転入すること

◇尾道市税等の滞納がないこと

⑤補助の対象となるシステム

◇太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値が10kw未満であること

◇太陽光発電普及拡大センター(J-PEC)の定める住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金技術仕様書(J-PEC第0810-0011号)の要件に適合すること

⑥補助の対象となる省エネ住宅設備

省エネルギー設備	備 考
発光ダイオード(LED)照明器具	一体的な導入(居室、場所単位)かつ2灯以上であること (LED電球への球替えは対象外)
窓ガラス用熱遮断フィルム	一体的な導入(居室、箇所単位)
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)	国から設備の補助金を受給している場合は不可
自然冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	

◎上記以外の省エネルギー設備であっても、市長が認める場合には補助対象とします。

◎「複層ガラスへ交換」「外壁の内側に20mm以上の断熱材を張る」などについても省エネルギー設備として認められますが、国の住宅版エコポイント制度との重複補助は受けられませんのでご注意ください。

詳しくは環境政策課のホームページをご覧ください。

問い合わせ先 環境政策課(☎0848-25-7430)

☎<http://www.city.onomichi.hiroshima.jp/kankyo/>



体験し、学びあう楽しさを味わいませんか

生涯学習情報

対象：市内に居住・通勤・通学している人

平成22年度公民館定例主催講座

1年間継続開催する講座です。短期講座については、別途お知らせします。

開催場所	講座名	開催日時	開始日	対象	定員	申込・問い合わせ先
山波公民館	あすなる文庫	第1～4土曜 13:30～16:30	4/3	幼児～一般	参加自由	〒722-0052 尾道市山波町1290 山波公民館 (☎0848-37-8226)
	子育て教室 (第3木曜は合同で開催)	第1・3木曜 10:00～12:00	5/13	2歳未満	15家族	
		第2・3木曜 10:00～12:00	5/20	2歳以上	15家族	
長江公民館	料理を作りながら中国語講座(初級)	第2・4金曜 10:00～13:00	5/14	一般	20人	〒722-0046 尾道市長江二丁目10-34 長江公民館 (☎0848-37-9656)
	長江囲碁教室	第2・4土曜 9:00～17:00	5/8	小・中学生・一般	20人	
	楽しい歌教室(コーラス)	第1木曜 13:30～15:00	5/6	一般	20人	
土堂公民館	「けん玉名人になろう!」 (けん玉教室)	第1・3土曜 10:00～12:00	5/1	初心者 (小学生～一般)	20人	〒722-0032 尾道市西土堂町6-44 土堂公民館 (☎0848-23-9662)
吉和公民館	よしわ文庫	第1～3土曜 13:00～15:00	4/3	幼児～一般	参加自由	〒722-0016 尾道市神田町1-15-2 吉和公民館 (☎0848-22-4665)
	「入門・初級」出直し英会話教室	第1・3火曜 19:30～20:30	5/18	一般	20人	
	リズムと体で楽しむ! 子ども英会話教室	第1・3土曜 13:00～13:30	5/1	5歳～小学生	10人	
		第1・3土曜 13:45～14:15			10人	
	陶芸教室	第2・4火曜 13:30～15:30	5/11	一般	10人	
男性・料理教室	第1金曜 10:00～13:00	5/7	成人男性	15人		
日比崎公民館	子ども将棋教室	毎週土曜 14:00～16:00	5/8	小学生	20人	〒722-0026 尾道市栗原西一丁目3-4 日比崎公民館 (☎0848-22-8732)
栗原北公民館	栗原北文庫	第1～4土曜 9:00～12:00	4/3	幼児～一般	参加自由	〒722-0215 尾道市美ノ郷町三成3158-2 栗原北公民館 (☎0848-48-5868) ※「歴史と備後地方の方言研究教室」の場所は、美ノ郷町才原なごみ館 ※「歴史と自然探訪教室」の場所は、美ノ郷町大迫会館・才原なごみ館
	子ども英会話教室	第1・3土曜 10:00～10:30	5/15	幼児～小学生	各クラス 10人	
		第1・3土曜 10:45～11:15				
		第1・3土曜 11:30～12:00				
	中高年のためのやさしい英会話教室	第2・4木曜 11:00～12:00	5/13	一般	15人	
	三成地区の歴史と備後地方の方言研究教室(全5回)	6/26、8/28、9/25、11/27、12/18(いずれも土)9:30～11:45	6/26	一般	30人	
三成地区の歴史と自然探訪教室(全5回)	7/3、9/11、11/13、1/15、3/12(いずれも土)9:30～11:50	7/3	一般	30人		
藤井川公民館	エンジョイ・フラダンス教室	第1・3水曜 10:00～11:30	5/7	一般	20人	〒722-0212 尾道市美ノ郷町本郷2274-2 藤井川公民館 (☎0848-48-0001)
	水墨画教室	第1水曜 19:00～21:00	5/12		20人	
	健康貯筋体操教室	第2水曜 10:00～11:30	5/12		15人	
	ふるさと民謡教室	第2・4土曜 9:30～11:30	5/8		15人	
東部公民館	出直し英会話教室	第2・4火曜 19:30～20:30	5/11	一般	15人	〒729-0141 尾道市高須町924-12 東部公民館 (☎0848-46-0001)
	手話教室	第2・4水曜 10:00～12:00	5/12	一般	25人	
	子育て教室	第1木曜 10:00～11:30	5/6	1～2歳未満	各クラス 親子20組	
		第3木曜 10:00～11:30	5/20	2～3歳未満		
	第4木曜 10:00～13:00	5/27	3歳以上			

向東公民館	レクリエーションダンス教室	第2・4木曜	13:30～15:30	5/13	一般	25人	〒722-0062 尾道市向東町8670-2 向東公民館 (☎0848-44-3988)
	3B体操教室	第1・3木曜	13:00～15:30	5/6		25人	
	ハガキ絵教室	第1・3水曜	9:00～12:00	5/19		25人	
	かな書道教室	第2・4木曜	9:00～12:00	5/13		25人	
浦崎公民館	ふるりの文化史講座	第3土曜	13:30～15:00	5/15	一般	30人	〒720-0551 尾道市浦崎町2102-5 浦崎公民館 (☎0848-73-2001)
受講料	無料(ただし、テキスト・材料費は実費)						
申込方法	往復はがきに次の事項を記入のうえ、申し込んでください。 【往信欄】①開催場所(公民館名)②講座名③住所④名前・ふりがな(子育て教室・子ども英会話教室は子どもと保護者) ⑤年代(子どもは生年月日)⑥性別⑦電話番号⑧継続受講者は受講年数 【返信欄】住所、名前						
申込期限	4月2日(金)必着 ※定員を超えた場合は抽選。申込者全員に結果を通知します。						

開催場所	講座名	開催日時		開始日	対象	定員	申込・問い合わせ先
菅野公民館	子ども茶道教室	第1土曜	13:00～15:00	4/3	小・中学生	15人	申込随時受付 ※受講料が必要な教室があります。 申込・問い合わせ先 菅野公民館 (☎0848-76-1899)
	ペン習字教室	第2水曜	14:00～16:00	4/14	一般	10人	
	木目込教室	第1水曜	9:30～12:00	4/7	一般	10人	
	パソコン教室	第1・3土曜	13:30～15:30	4/3	一般	15人	
	空手教室	毎週金曜	19:00～21:00	4/2	小学生～青年	20人	
上川辺公民館	リサイクル洋裁教室	第1金曜	10:00～17:00	4/2	一般	10人	申込随時受付 ※受講料が必要な教室があります。 申込・問い合わせ先 上川辺公民館 (☎0848-76-0301)
	ふるさと料理教室	第3月曜	9:00～14:00	4/19		15人	
	パソコン教室	第1・3水曜	10:00～12:00	4/7		10人	
市公民館	子ども茶道教室	第2土曜	9:30～12:00	4/10	小学生	20人	申込随時受付 ※受講料が必要な教室があります。 申込・問い合わせ先 市公民館 (☎0848-76-2323)
	子どもコーラス教室	毎週水曜	16:00～18:00	4/7		30人	
	子ども絵画教室	第1・3土曜	9:30～12:00	5/15		20人	
	子ども英会話教室	第1・3土曜	10:15～10:45	5/15	小学生	各15人	
		第1・3土曜	11:00～11:30				
親子生花教室	第1土曜	16:30～19:00	5/1	小・中学生～一般	20人		
河内公民館	銭太鼓教室	第2・4木曜	9:30～11:30	4/8	一般	30人	申込随時受付 ※受講料が必要な教室があります。 申込・問い合わせ先 河内公民館 (☎0848-76-1981)
	子ども茶道教室	第3土曜	9:00～11:00	4/17	小学生	10人	
	子ども囲碁教室	第3土曜	9:00～11:00	4/17		20人	
	子ども将棋教室	第3土曜	9:00～11:00	4/17		20人	
今津野公民館	パソコン教室	毎週月曜	10:00～12:00	4/5	一般	10人	申込随時受付 ※受講料が必要な教室があります。 申込・問い合わせ先 今津野公民館 (☎0848-78-0405)
	鉦太鼓踊り教室	第2・4土曜	20:00～22:00	4/10	小・中・高校生～一般	20人	
	子どもお茶教室	第3土曜	8:30～11:30	4/17	小学生	25人	
綾目公民館	銭太鼓教室	第2・4木曜	20:00～22:00	4/8	一般	10人	申込随時受付 ※受講料が必要です。 申込・問い合わせ先 綾目公民館 (☎0848-76-0050)
大和公民館	ミュージック・ベル教室	第1土曜	20:00～22:00	4/3	一般	15人	申込随時受付 ※受講料が必要な教室があります。 申込・問い合わせ先 大和公民館 (☎0848-76-0692)
	コーラス教室	第2・4火曜	20:00～22:00	4/13		15人	
	南京玉すだれ教室	第2土曜	20:00～22:00	4/10		10人	
瀬戸田公民館	大正琴教室	第2・4火曜	13:30～15:00	4/13	一般	20人	申込期限 3月26日(金) ※受講料が必要です。 申込・問い合わせ先 瀬戸田公民館 (☎0845-27-1878)

開催場所	講座名	開催日時	開始日	対象	定員	申込・問い合わせ先
向島公民館 (中央公民館)	向島いけばな子ども教室	第1・3土曜 10:00~11:30	5/1	小学生	10人以上	〒722-8510 尾道市向島町5531-1 向島(中央)公民館 (☎0848-44-0683)
	子ども抹茶教室	第1・3土曜 10:00~15:00	5/15			
	子ども煎茶教室	第2・4土曜 9:30~11:30	5/8	小・中学生	各10人	
	子ども箏曲教室	第2・4火曜 16:30~18:30	5/11	小・中・高校生		
	子ども民謡教室	第2・4土曜 9:30~11:00	5/8	小・中学生		
	茶道(抹茶)教室	第1・3金曜 13:00~15:00	5/7	一般	各10人	
		第1・3木曜 13:30~15:30	5/6			
I H簡単クッキング教室	第2土曜 10:00~12:00	5/8	一般	20人		

受講料 月1,500円(材料費別)※子ども箏曲教室は月600円(材料費別)※その他の子ども教室は材料費のみ。
申込方法 往復はがきに次の事項を記入のうえ、申し込んでください。
【往信欄】①開催場所(公民館名)②講座名③住所④名前・ふりがな⑤年代(子どもは生年月日)⑥性別⑦電話番号
 ⑧継続受講者は受講年数
【返信欄】住所、名前
申込期限 4月9日(金)必着

因島地域公民館定例主催講座

土生公民館 ☎0845-22-0032	中庄公民館 ☎0845-24-0009	大浜公民館 ☎0845-24-1001	三庄公民館 ☎0845-22-0418
子ども囲碁教室	子ども茶道教室	川柳教室	子ども料理教室
子ども将棋・囲碁教室	子ども生花教室	重井公民館 ☎0845-25-0016	伝統文化伝承教室
男性料理教室	ミニチュア自由花教室		馬神太鼓教室
田熊公民館 ☎0845-22-0537	子ども絵手紙教室	子ども料理教室	東生口公民館 ☎0845-28-0219
	子ども囲碁教室	子ども囲碁教室	木版画教室
	子ども茶道教室	子どもミニテニス教室	絵手紙教室

※講座の日時等、詳しくは各公民館
 にお問い合わせください。
 ※応募者数により、講座の変更もあります。

健康づくりの講座

申込・問い合わせ先 健康推進課(☎0848-24-1960) 因島保健センター(☎0845-22-0123)
 御調保健福祉センター(☎0848-76-2235) 瀬戸田福祉保健センター(☎0845-27-3849)

講座名	開催場所	開催日時	対象	申込
離乳食講習会	総合福祉センター	毎月	乳児のいる家族	後日広報にて
	因島保健センター	年7回	乳児のいる家族	後日広報にて
	御調保健福祉センター	年3回	乳児のいる家族	後日広報にて
	瀬戸田福祉保健センター	年6回	乳児のいる家族	後日広報にて
パパ☆ママ準備スクール	総合福祉センター	後日広報にて	妊婦とその家族	予約
パパ☆ママ準備スクール 歯科編	総合福祉センター	年4回	妊婦とその家族	予約
パパ☆ママ準備スクール 日曜日編	総合福祉センター	年4回	妊婦とその家族	予約
パパ☆ママ準備スクール 赤ちゃん先輩ママとの交流会	子育て支援センター	年4回	妊婦とその家族	予約
パパ☆ママ準備スクール	因島保健センター他	年5回	妊婦とその家族	予約
	御調保健福祉センター	年3回	妊婦とその家族	後日広報にて
	瀬戸田福祉保健センター	年3回	妊婦とその家族	予約
生活習慣病予防教室	因島保健センター他	後日広報にて	一般	後日広報にて
がん医学講演会	総合福祉センター他	後日広報にて	一般	後日広報にて
保健福祉大学	公立みつぎ総合病院	後日広報にて	一般	後日広報にて

公民館自主サークル活動

公民館活動についてのご相談は、中央公民館 (☎0848-44-0683 ☎0848-44-2569) へ

市内各公民館では、住民の皆さんが自主的にサークルを作り活動しています。各公民館または中央公民館へお問い合わせください。※定員の関係等で入会できない場合があります。なお、会費等が必要です。

栗原北公民館

(美ノ郷町三成 ☎0848-48-5868)
●アートフラワー●アマチュア無線
●生命の貯蓄体操●エアロビクス●
子ども英会話●絵手紙●水彩画●歌
謡●健康体操●刺し子●シェイプア
ップ体操●スポーツダンス●銭太鼓
●太極拳●大正琴●陶芸●粘土の花
と人形●パトン●舞踊●フラワーデ
ザイン●民謡●料理●着付●ヨーガ
●三味線●民謡●写真●トランポビ
クス●フォークダンス●韓国語会話
●中国語●英会話●空手●軽音楽●
フラダンス●ダンス

山波公民館

(山波町 ☎0848-37-8226)
●生花●絵手紙●音楽療法●水
彩画●歌謡●健康体操●詩吟●
習字●三味線●銭太鼓●大正琴
●舞踊●フラワーアレンジメン
ト●民謡●ビジネススキル●グ
ラウンドゴルフ

長江公民館

(長江二丁目 ☎0848-37-9656)
●アートフラワー●エアロビク
ス●押花●絵画●歌謡●健康体
操●さわやか体操●詩吟●長江
女性会●水墨画●スポーツダン
ス●手編物●手縫い●読書会(源
氏物語)●はんどサークル●新舞
踊●レクリエーションダンス●
民謡●中国語●おじゃみ●フォ
ークダンス●大正琴

土堂公民館

(西土堂町 ☎0848-23-9662)
●絵画●古文書を読む会●煎茶
●刺しゅう●書道●水墨画●中
国語●デンマーク手芸●ハガ
キ絵●パッチワーク●舞踊●ヨ
ーガ●3B体操●写真

吉和公民館

(神田町 ☎0848-22-4665)
●アートフラワー●ドレミサー
クル●歌謡●健康体操●剣詩舞
●さわやか体操●詩吟●ジャギ
ーダンス●書道●水墨画●大正
琴●ふれあいサロン●トリム
体操●てん刻●空手●茶道●フォ
ークダンス●生花●料理●さわ
やかクラブ

日比崎公民館

(栗原西一丁目 ☎0848-22-8732)
●英会話●親子リズム体操●絵
画●歌謡●3B体操●詩吟●社交
ダンス●書道●子ども将棋●銭
太鼓●太極拳●大正琴●ちぎり
絵●中国語●手編物●日本語教
室●フォークダンス●舞踊●民
謡●三味線●友禅●ヨーガ
●水墨画●華道●フラダンス

栗原公民館

(西則末町 ☎0848-23-2107)
●生花●おやつ同好会●歌謡●
コーラス●茶道●煎茶●社交ダ
ンス●ペン習字●手芸●銭太鼓
●大正琴●トリム体操●舞踊●
民謡●介護予防教室

原田分館

(原田町 ☎0848-38-0001)
●歌謡

久山田分館

(久山田町)
●囲碁●歌謡

藤井川公民館

(美ノ郷町本郷 ☎0848-48-0001)
●舞踊●民謡●ふれあいサロ
ン●文庫●歌声教室

木ノ庄東分館

(木ノ庄町木梨 ☎0848-48-2622)
●子育てサークル●茶道●3B
体操●パッチワーク●舞踊●民
謡●詩吟●生花

山方分館

(木ノ庄町木梨山方)
●歌謡●折り紙

東部公民館

(高須町 ☎0848-46-0001)
●アートフラワー●生花●生命
の貯蓄体操●親子英会話●絵画
●カウンセリング●歌謡●子育
てサークル●社交ダンス●書道
●大正琴●トリム体操●ソロバ
ン●ふれあいサロン●3B体操●
日本舞踊●子ども絵かき教室●
子ども空手●子どもバレエ●フ
ラワーアレンジメント●フラダ
ンス●囲碁●絵手紙●ウクレレ
●革工芸●スポーツダンス●手
作りアート●編物●煎茶●ヨーガ

高須南分館

(高須町)
●トリム体操●子どもバレエ●
絵手紙●アートフラワー

浦崎公民館

(浦崎町 ☎0848-73-2001)
●健康体操●手編み●茶道●友
禅染

向東公民館

(向東町 ☎0848-44-3988)
●エアロビクス●折り紙●歌謡
●健康体操●社交ダンス●漢字
書道●大正琴●ちぎり絵●舞踊
●フラワーデザイン●民謡●ヨ
ーガ●料理●フラワーアレンジ
メント●友禅染

菅野公民館

(御調町大塔 ☎0848-76-1899)
●生花●陶芸

上川辺公民館

(御調町大蔵 ☎0848-76-0301)
●絵手紙●詩吟●童謡●歌謡●
日舞●カラオケ●ダンス

市民館

(御調町市 ☎0848-76-2323)
●カラオケ●大正琴●民謡●三
味線●詩吟●茶道●舞踊●生花
●編物●書道●ちぎり絵●絵手
紙●健康体操●パソコン

河内公民館

(御調町丸河南 ☎0848-76-1981)
●詩吟●竹細工●高齢者茶道●銭太
鼓●謡曲●ジャザサイズ●ちぎり絵
●社交ダンス●短歌●備後かわち太
鼓●囲碁●将棋●コーラス●カラオ
ケ●カローリング●キッズダンス

今津野公民館

(御調町津蟹 ☎0848-78-0405)
●絵手紙●カラオケ●大正琴●
銭太鼓●コーラス●書道●手芸
●生花●ヨーガ●パソコン

綾目公民館

(御調町綾目 ☎0848-76-0050)
●詩吟●カラオケ●大正琴●パ
ソコン●コーラス●パッチワーク

大和公民館

(御調町大山田 ☎0848-76-0692)
●カラオケ●フラダンス●書道
●子どもフラダンス●大正琴

向島公民館(中央公民館)

(向島町 ☎0848-44-0683)
●編み物●いけばな●エアロビ
クス●英会話●絵手紙●お手玉
●折り紙●傘踊り●かな書道●
漢字書道●歌謡●空手●木目込
み人形●着付け●健康体操●コ
ーラス(ふれあい・コールあい・混声)
●煎茶●三弦●3B体操●スポ
ーツダンス●自立整体●写真●水
墨画●箏曲●銭太鼓●大正琴●
短歌●中国語●手描友禅●籐工
芸●トルベイント●トリム体
操●日本画●パッチワーク●パ
ソコン●フォークダンス●舞踊
●フラダンス●フラワーアレン
ジ●洋画●洋菓子●謡曲●洋裁
●ヨーガ●料理●高齢者(書道・
舞踊・読書会)●和紙工芸●子ども
バレエ体操

川尻分館(愛あいセンター)

●パッチワーク●子育てサークル

兼吉

●歌謡

津部田コミュニティセンター

●歌謡

江奥コミュニティセンター

●民謡

立花公民館

●舞踊●歌謡

岩子島(農業構造改善センター)

●民謡●生花

愛ランド

●ヨーガ●囲碁●絵画●健康体
操●太極拳●洋菓子

(※向島町の川尻・兼吉・津部田・
江奥・立花・岩子島・愛ランドの
問い合わせは、向島公民館へ)

土生公民館

(因島土生町 ☎0845-22-0032)
●マジック●煎茶●刺しゅう●
日舞●社交ダンス●詩吟●俳句
●絵手紙●習字●川柳●健康体
操●3B体操●銭太鼓●コーラス
●太極拳●生花●大正琴●写真
●男性料理●手話●百人一首●
絵画●合奏●韓国語●卓球

三庄公民館

(因島三庄町 ☎0845-22-0418)
●カラオケ●3B体操●将棋●写
真●女性生花●舞踊●コーラス
●日本画●手芸●ラージ卓球●
スポーツダンス●陶芸●大正琴
●短歌●水彩画●絵手紙●書道
●茶道●お手玉体操●子ども料
理●男性料理●囲碁

田熊公民館

(因島田熊町 ☎0845-22-0537)
●囲碁●子ども囲碁●男性料理
●吟詠●コーラス●カラオケ●
書道●写真●陶芸●花道●生花
●茶道●日本舞踊●俳句●短歌
●手芸●手描友禅●社交ダン
ス●フォークダンス●ラージ卓球●
銭太鼓●3B体操●太極拳●健康
体操●歌声教室●空手●水墨画

中庄公民館

(因島中庄町 ☎0845-24-0009)
●社交ダンス●ジュニア絵手紙
●絵手紙●水墨画●大正琴●か
きかた教室●水彩画●生花●ス
ポーツソラン●ジュニア囲碁
●囲碁の会●民謡●カラオケ●
百人一首●銭太鼓●手芸●書道
●3B体操●仕舞●太極拳●リズ
ムダンス●ジュニア生花●詩吟
●ラージボール●ブリザーブド
フラワー●写真

重井公民館

(因島重井町 ☎0845-25-0016)
●俳句●おし花●短歌●生花●
太極拳●カラオケ●太鼓●囲碁
●リズム体操●写真●ラージ卓
球●手芸●社交ダンス●日舞●
ヨーガ●銭太鼓●読み聞かせ●
合気道

大浜公民館

(因島大浜町 ☎0845-24-1001)
●バドミントン●ストレッチ●
エアロビクス●卓球●社交ダン
ス●生花●カラオケ●おしゃべ
り●ビーチバレー●なんでもス
ポーツ●ラビットの会●さえず
り会

東生口公民館

(因島原町 ☎0845-28-0219)
●詩吟●詩舞●俳句●友禅染
●大正琴●茶道●郷土史●絵
手紙●手芸●囲碁●生花●子
ども茶道

瀬戸田公民館(瀬戸田市民会館内)

(瀬戸田町 ☎0845-27-1878)
●ちぎり絵●友禅●パソコン●
生花●点字●音声訳●木工●舞
踊●読み聞かせ●尺八●手話●
ヴァイオリン●絵画●合唱●短歌